

# 3対策を活用して 地域の農業・農村を元気アップ！

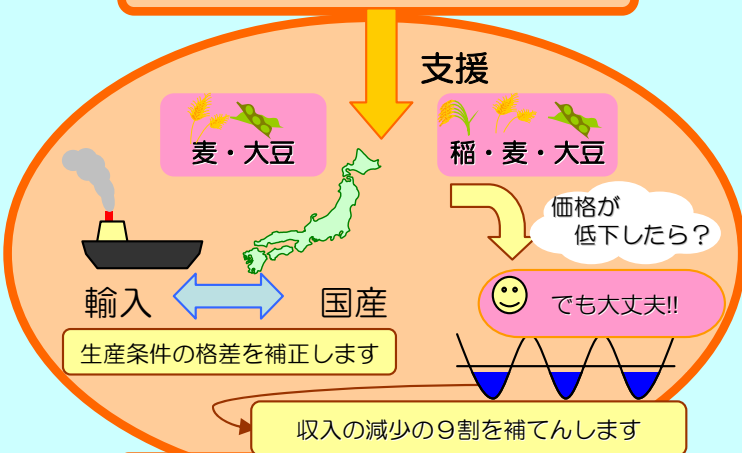
## 新しい制度が始まります。

品目横断的経営安定対策

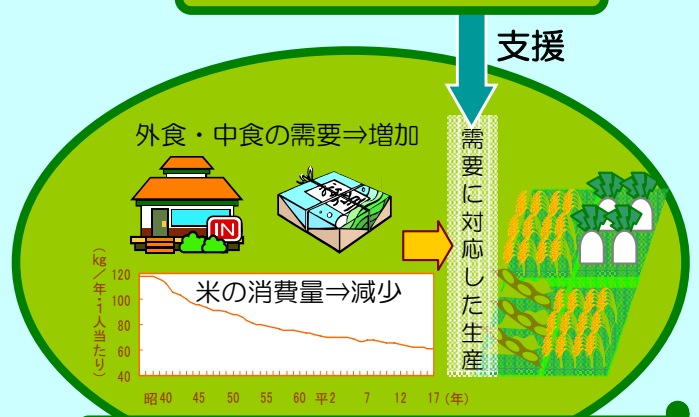
米政策改革推進対策

農地・水・環境保全向上対策

品目横断的経営安定対策

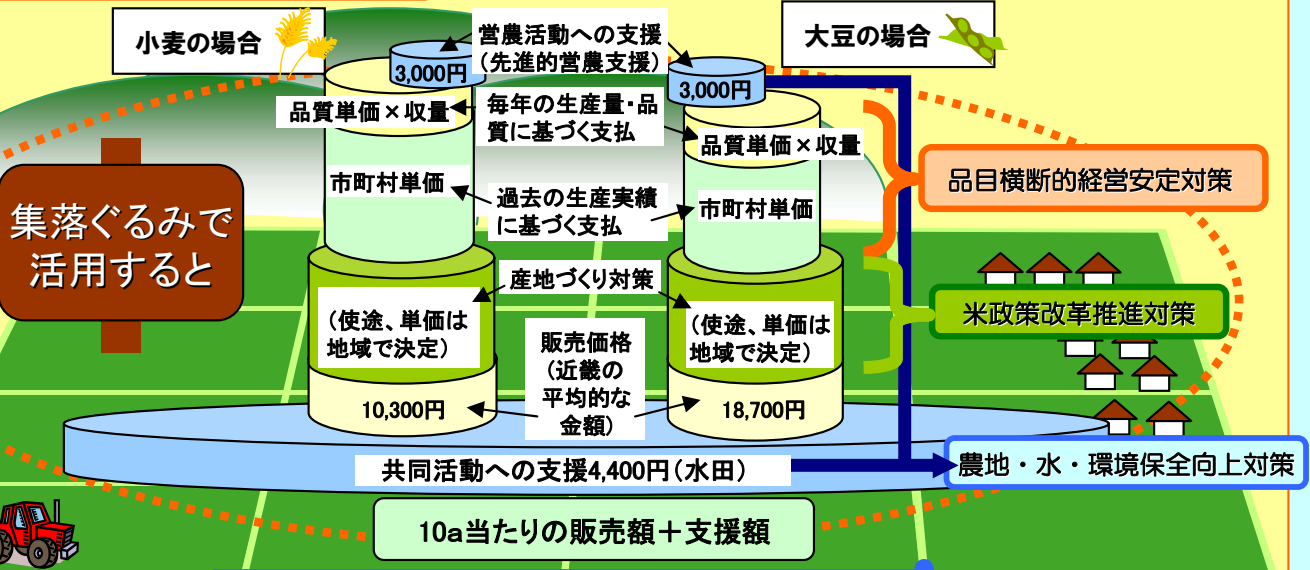


米政策改革推進対策



経営が安定します

需要に応じた生産を応援します



地域の農地と水と環境を守ります

集落ぐるみで農地・水路などの資源を保全管理

農業者ぐるみで環境負荷を低減する先進的な営農活動



支援

支援

農地・水・環境保全向上対策

農林水産省 近畿農政局

# 意欲と能力のある担い手の経営安定を目指して！

～品目横断的経営安定対策～

米

麦

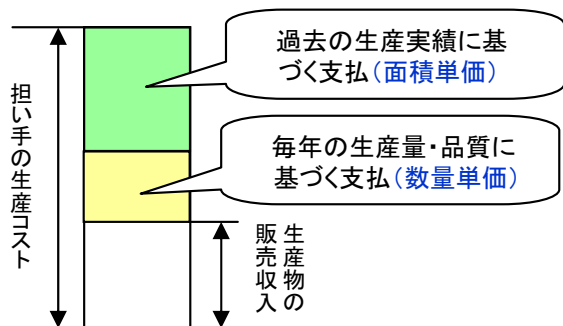
大豆



## こんな仕組みです

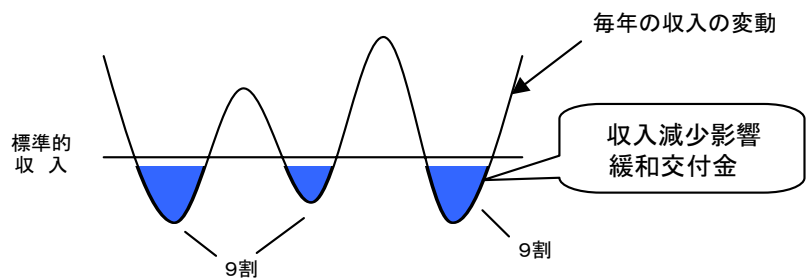
「品目横断的経営安定対策」は、米や麦、大豆など複数作物の組み合わせによって営農が行われている水田作及び畑作について、これまで講じられてきた品目別対策ではなく、担い手の経営全体に着目し、①諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための対策(生産条件不利補正交付金)及び、②収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための対策(収入減少影響緩和交付金)を通じて、担い手の経営の安定を図るものです。

### 【①諸外国との生産条件の不利補正のための対策】



担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てん。対象品目は、**麦、大豆等**。

### 【②収入の減少による影響の緩和のための対策】



その年の収入が過去の平均収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん(生産者から一定の拠出が必要です)。対象品目は、**米、麦、大豆等**。

## 対象となる担い手は

- 認定農業者:4ha以上
- 集落営農組織:20ha以上

(なお、条件が不利な中山間地域、生産調整組織、複合経営などには、経営規模の特例があります。)

## どのような支援がありますか

- 生産条件不利補正交付金(参考例)
  - 〈小麦〉面積単価 27,740円/10a  
数量単価 2,110円/60kg
  - 〈大豆〉面積単価 20,230円/10a  
数量単価 2,736円/60kg

※ 面積単価は全国の平均的単収と同一水準の市町村の場合で、実際には各市町村により異なります。

数量単価は、品質に応じて全国一律です。

- 収入減少影響緩和交付金

米・麦・大豆等の当該年の収入と、過去の基準期間の平均収入との差額を経営体毎に合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てん。**(積立金は、政府3:生産者1の割合で拠出)**

## お申し込みはこちらまで

近畿農政局 担い手育成推進室(経営課内)  
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町  
TEL (075)451-9161 (代) FAX (075)414-9030

近畿農政局 滋賀農政事務所 農政推進課  
〒520-0806 大津市打出浜3-49  
TEL (077)522-4261 (代) FAX (077)523-1824  
TEL (077)522-4273 (直)

近畿農政局 大阪農政事務所 農政推進課  
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎1号館6階  
TEL (06)6943-9691(代) FAX (06)6944-1208

近畿農政局 兵庫農政事務所 農政推進課  
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29番地  
神戸地方合同庁舎  
TEL (078)331-9951(直) FAX (078)331-2550

近畿農政局 奈良農政事務所 農政推進課  
〒630-8307 奈良市西紀寺町13  
TEL (0742)23-1281(代) FAX (0742)22-4159

近畿農政局 和歌山農政事務所 農政推進課  
〒640-8404 和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎  
TEL (073)436-3832(直) FAX (073)436-0914



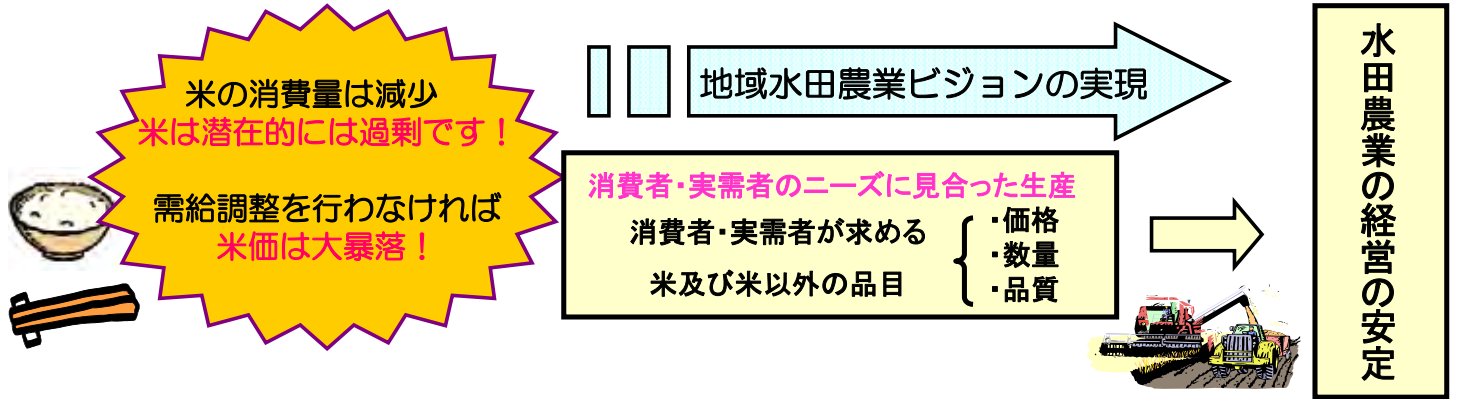
詳しくは、雪だるまパンフレット

[http://www.maff.go.jp/ninaite/keiei\\_antei\\_point.pdf](http://www.maff.go.jp/ninaite/keiei_antei_point.pdf) をご参照ください。

# 19年産から新たな米の需給調整システムがスタートします！ ～米政策改革推進対策～

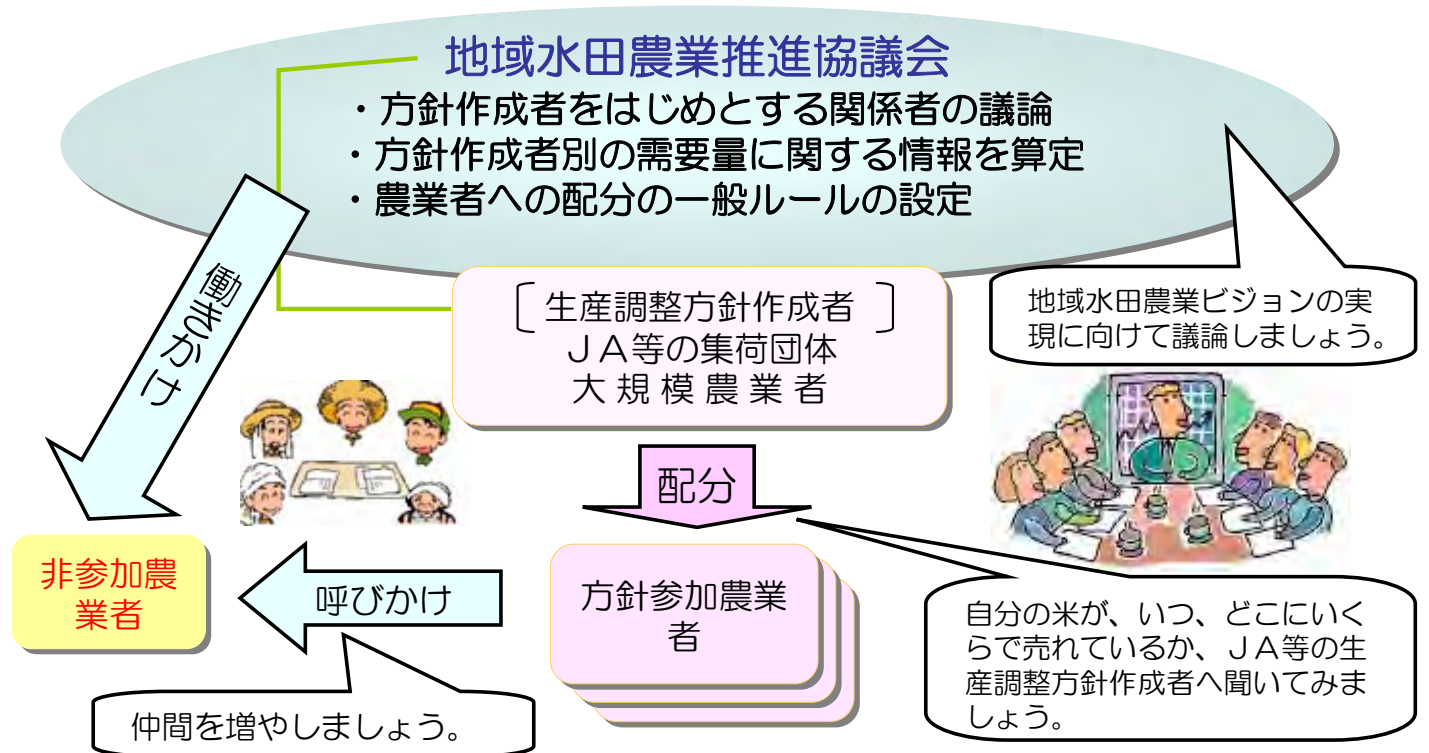
## 米の需給調整の目的は

米の需給調整は、消費の減少に伴う米あまりの状況を踏まえ、**消費者・実需者ニーズに見合った生産を行うことで、水田農業の経営の安定を図ろう**というものです。



## 新たな需給調整システムのポイント！

今まで市町村から通知されていた**生産目標数量（面積）**は、**地域協議会の議論を踏まえ、JA等の生産調整方針作成者から通知**されることとなります。



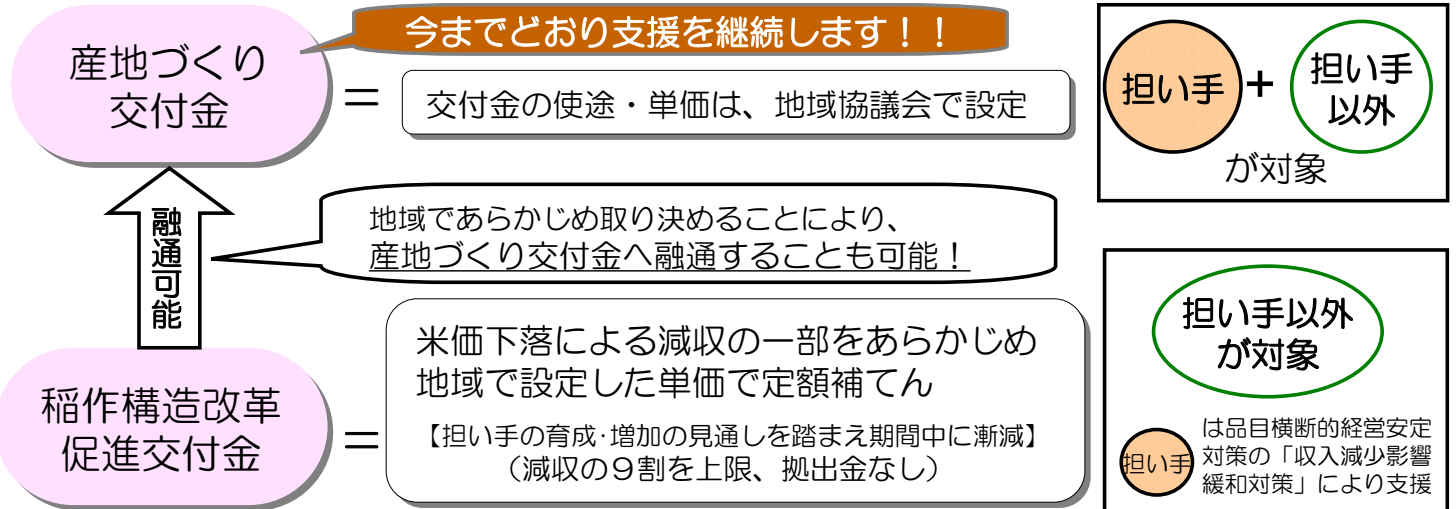
※ 配分どおりの生産を行えば、一定の支援(次頁参照)が受けられます。

# 生産調整実施者への支援措置は

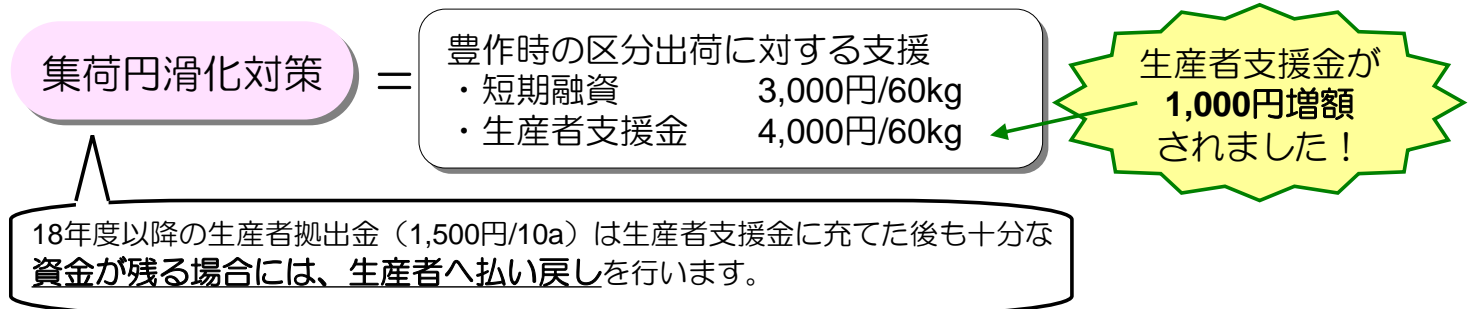
国の支援措置の対象者となるためには、**生産調整方針へ参加（または、自ら作成）し、その方針に従った的確な生産調整の実施及び集荷円滑化対策への加入が必要**です。

支援措置の名称

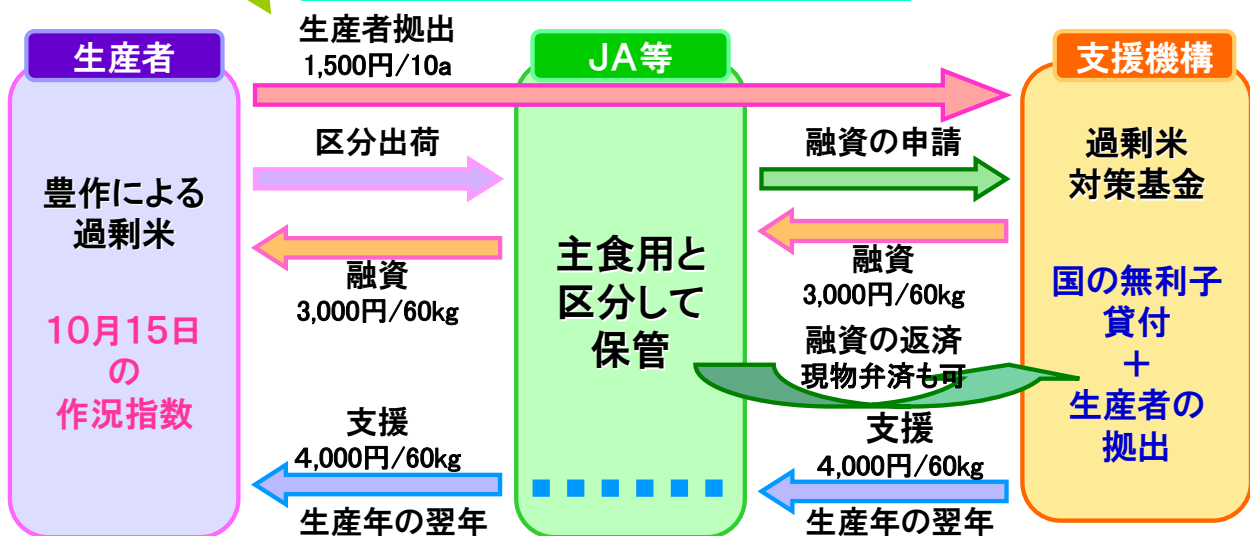
支援措置の概要



詳しくは虹の表紙のパンフレット <http://www.syokuryo.maff.go.jp/notice/data/jyukyu-cyosei180901.pdf> をご参照ください。



## 集荷円滑化対策の仕組み



詳しくは、米・ネット <http://www.komenet.jp/shuka/index.html> をご参照ください。

米政策改革推進対策に関し、ご不明な点がございましたら、近畿農政局またはお近くの農政事務所までお気軽にご相談ください。

連絡先：近畿農政局 食糧部 計画課 TEL 075-414-9731  
 生産経営流通部 農産課 TEL 075-414-9021

# 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る 地域共同の取組を支援します！ ～農地・水・環境保全向上対策～

## こんな仕組みです

- いま、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る「まとまり」が弱まっています。
- 国民の環境への関心が高まる中で、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産への取組が求められています。

○農地や農業用水等の資源を良好な状態で保全する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみで環境負荷を低減する先進的な営農活動等を一体的に支援します。

■ 土づくり、  
化学肥料・農業の低減

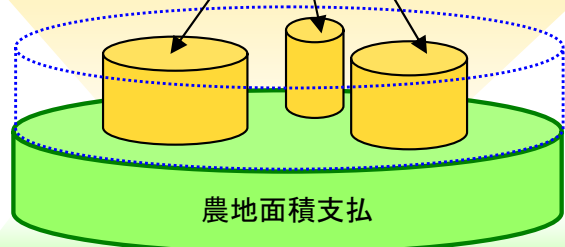


### 営農活動への支援（営農活動支援）

農業が本来有する自然循環機能の維持・増進による  
地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援

取組面積に応じた支援  
+ 集落等を単位とした支援

■ アイガモ農法



■ ため池の草刈り

### 共同活動への支援（基礎支援）

農地・水・農村環境の保全と質的向上のための共同活動を支援

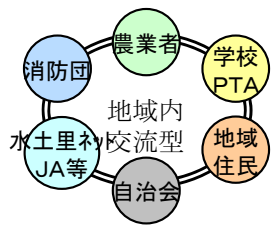
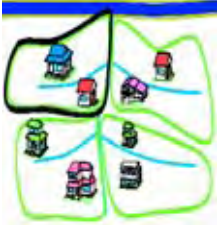


■ 水路の生き物調査

## 共同活動への支援

### 対象となるには

○対象地域をまとめます。



- 共同活動に参加する構成員を募ります。  
(農業者以外も参加する活動組織をつくります。)
- 活動組織の規約をつくります。
- 共同活動の計画をつくります。  
(現状維持にとどまらず、改善や質の向上を図ります。)
- 市町村と協定を結びます。
- 地域協議会に申請します。
- 活動計画に基づいて、活動を実践します。

### どのような支援がありますか

- 活動組織が活動する区域の農地面積に応じて支援（基礎支援）が受けられます。
- 地域の活動を更にステップアップさせるより高度な取組に対して支援（促進費）が受けられます。

#### ○基礎支援

(10a当たり単価)

	支援額*
水田	4, 400円/10a
畑	2, 800円/10a
草地	400円/10a

#### ○促進費支援

(ステップアップ)

左表の基礎支援に加えて、一定水準以上の高度な活動が行われる場合には、取組の水準に応じて一定額の支援が受けられます。  
支援額(1地区当たり)  
20万円又は40万円\*

※国と地方自治体の支援の合計額

# 営農活動への支援

## 対象となるには

- 共同活動と一体的に取り組みます。  
(「共同活動への支援」の対象地域であること)
- 対象区域の農業者全体で環境負荷を減らす取組を行います。(営農基礎活動支援)

(例) たい肥の散布  
稲わらのすき込み  
機械除草



- 一定のまとまりをもって化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減します。(先進的営農支援)
  - ・ 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行から原則5割以上低減します。
  - ・ エコファーマーの認定を受けることが必要です。
  - ・ 一定のまとまりをもった取組であることが必要です。

まとまり要件(取組実態に応じて次のどちらかを選択)

### ① 作物ごとの要件でクリアするケース (対象区域の生産者のおおむね5割以上)

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水稲	3(20)	2(20)
なす	4(8)	2(5)
合計	5(20)	4(25)

なすだけクリア  
(取組農家5割)

作物全体では取組面積、農家数ともにクリアせず(面積2割、農家数3割)

### ② 作物全体でクリアするケース(対象区域の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上)

作物	取組農家数 (全農家数)	取組面積 (全作付面積)
水稲	5(20)	4(20)
なす	2(8)	1(5)
合計	6(20)	5(25)

作物全体でクリア  
(面積2割 農家数3割)

作物ごとでは農家数5割をクリアせず

## どのような支援がありますか

### ■ 営農基礎活動支援

技術の研修・実証・普及、土壌や地域全体での生物の調査分析などの活動に対して支援します。

集落等を単位とする支援  
20万円/地区※

### ■ 先進的営農支援

取組面積に応じて取組農家に配分可能な交付金を交付します。

作物区分	10a当たり単価 (円/10a) ※
水稲	6,000 円
麦・豆類	3,000 円
いも・根菜類	6,000 円
葉茎菜類	10,000 円
果菜類・果実的野菜	18,000 円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000 円
果樹・茶	12,000 円
花き	10,000 円
上記の区分に該当しない作物	3,000 円

支援単価  
(〇〇円/10a)

×

取組面積

=

交付額  
(取組農家への配分可)

※国と地方自治体の支援の合計額

## お問い合わせはこちらまで

### 農地・水・環境保全向上対策

・ 共同活動について：整備部 地域整備課  
(電話)075-414-9541 (FAX)075-417-2090

・ 営農活動について：生産経営流通部 農産課  
(電話)075-414-9021 (FAX)075-414-9030

ホームページも御覧下さい。

[http://www.maff.go.jp/nouti\\_mizu/index.html](http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html)